

京都市告示第 6 1 6 号

京都市自転車等放置防止条例施行規則第 3 条の規定に基づき、自転車等を返還する日及び時間を次のとおり告示します。

平成 2 9 年 3 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 自転車を返還する日

撤去した日の翌日から 4 週間。ただし、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までを除く。

2 原動機付自転車を返還する日

撤去した日の翌日から 6 箇月。ただし、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までを除く。

3 自転車等を返還する時間

保 管 所	位 置	返還する時間
国際会館駅保管所	京都市左京区岩倉大鷲町 5 5 0 番地	午前 1 0 時 3 0 分から 午後 9 時まで
三条千本保管所	京都市中京区壬生天池町 5 番地の 2	
十 条 保 管 所	京都市東山区福稲川原町 1 番地	
吉 祥 院 保 管 所	京都市南区吉祥院仁木ノ森町 1 0 番地	
くいな橋保管所	京都市伏見区竹田中島町 2 0 番地の 1	
石 田 保 管 所	京都市伏見区石田森東町 4 6 番地	午前 1 0 時 3 0 分から 午後 6 時まで

4 施行日

平成 2 9 年 4 月 1 日

(建設局自転車政策推進室)